様式－２

「広域安定供給可能なアスファルト舗装技術」

に関する技術確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 技術名称（30文字以内） |  |
| （副題） |  |
| 技術区分 | □製造技術　□運搬技術　□施工技術　□その他（　　） |
| 概要（200文字以内） |  |
| 現場実証 | □現場実証の実施を希望する＜希望する条件＞ |
| 所属 |  |
| 氏名（ふりがな） |  |
| 応募者区分 | □個人　□民間企業 |
| 提出日 | 令和　年　月　日 |

※技術区分、応募者区分の□箇所は、該当する区分をチェック（■）、また、技術区分がその他の場合には、内容を（　）内に記入願います。

※現場実証の実施を希望する応募者は、チェック（■）のうえ、希望する条件（施工地域、施工時期、施工延長、検証項目等）を記入願います。

※公募技術、リクワイヤメントが整理されているかを確認するために必要な情報ですので漏れがないように記入願います。なお、記載欄が不足する場合、別途資料を添付することは構いません。

※該当する項目については、原則すべて記入願います。不明な場合は、「公募要領」記載の「問い合わせ先」にご連絡願います。

【根拠に関する事項】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | リクワイヤメント | 求める要件 | 根拠に関する事項 |
|  | ①従来よりも広域への運搬が可能であること。 | 施工現場まで広域へ運搬できることに着目し、運搬可能時間を既存技術と応募技術について応募者が算出し、算出した条件とともに添付すること。 | *※応募する技術がリクワイヤメント、求める要件を満足していることが分かる根拠を記入して下さい。**※応募する技術を客観的に評価する方法、証明･実証する方法等が示された書類（根拠を裏付ける資料）を必ず添付して下さい。* |
| ②通常の道路交通に求められる耐久性を有し、LCCの観点から既存技術との比較が可能な技術であること。 | 適切な比較対象を設定した上で、通常の道路交通に求められる耐久性を証明できる書類を添付すること。LCC（建設費用を耐用年数で除した値等）については、既存技術と応募技術の両者に対して、同一条件のもと算出した書類を添付すること。 | *※同上* |
| ③再生利用が可能な技術であること。 | 提案する材料が将来再生利用できることを示した書類を添付すること。 | *※同上* |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自　由　記　述 | その他 | － | *※その他、特筆すべき技術的特徴がある場合には、記入して下さい。* |

【根拠に関する事項（例）】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | リクワイヤメント | 求める要件 | 根拠に関する事項（例） |
|  | ①従来よりも広域への運搬が可能であること。 | 施工現場まで広域へ運搬できることに着目し、運搬可能時間を既存技術と応募技術について応募者が算出し、算出した条件とともに添付すること。 | 【例1】・提案する技術は、プラント出荷◎時間後においても、従来と同程度の品質が確保できることを確認している。その根拠となる資料を資料No.●として添付する。【例2】・プラント出荷後の経過時間と混合物温度、締固め度の関係を資料No.○として添付する。・材料の運搬、施工方法の概要を資料No.○として添付する。 |
| ②通常の道路交通に求められる耐久性を有し、LCCの観点から既存技術との比較が可能な技術であること。 | 適切な比較対象を設定した上で、通常の道路交通に求められる耐久性を証明できる書類を添付すること。LCC（建設費用を耐用年数で除した値等）については、既存技術と応募技術の両者に対して、同一条件のもと算出した書類を添付すること。 | 【例1】・応募技術の動的安定度（DS）~~耐流動性~~を評価した結果を資料No.△として添付する。・資料No.△から、比較対象とした□□アスファルト混合物と比較して、同等以上の動的安定度を有していることを確認している。・応募技術と□□アスファルト混合物（既存の舗装技術）のLCC算出条件、結果を資料No.＊として添付する。【例2】・アスファルト混合物と同等以上の耐久性を有することを示した配合設計書を資料No.○として添付する。・施工費、材料費、耐用年数より算出したLCCを資料No.○として添付する。 |
| ③再生利用が可能な技術であること。 | 提案する材料が将来再生利用できることを示した書類を添付すること。 | 【例1】・応募技術の配合設計書を資料No.○として添付する。・資料No.○から、応募技術の使用材料は、アスファルト、粗骨材、細骨材、石粉を主成分としており、一般的なアスファルト混合物（既存の舗装技術）の使用材料と変わらないため、再生骨材として再生利用が可能である。【例2】・再生骨材として加熱アスファルト混合物へ利用する方法を資料No.○として添付する。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自　由　記　述 | その他 | － | ・アスファルト混合物製造時に発生するCO2を従来と比較して▲▲%削減できる。根拠となる資料を資料No.■として添付する。 |